

# インフルエンザ治癒報告書提出について

学校保健安全法19条の規定により、インフルエンザで出席停止を指示された場合、登校せず自宅にてしっかり治療して下さい。

尚、発症後5日かつ解熱後2日[48時間]を経過した者（治癒した者）が登校をするときは、改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありませんが、診察時に医師と発症日の相談・確認を必ず行い、下記の「治癒報告書」と病院で処方された薬の説明書（コピー可）または、薬の説明書が出されない場合はその医療機関の領収書（コピー可）を添付し担任に提出して下さい。

この報告書は保護者の方に記入して頂くものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

-----き---り---と---り-----

## インフルエンザ治癒報告書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は発症後5日かつ解熱後2日[48時間]を経過したので、インフルエンザが治癒したことを報告します。

1. 発症日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( )

2. 受診した医療機関及び受診日

医療機関名 \_\_\_\_\_

受診日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ( )

3. 治癒の根拠 (発症後5日かつ解熱後2日[48時間]を経過したことの確認)

(1) 発症後5日が経過した。



(2) 解熱後2日[48時間]を経過した。



4. 添付書類 処方された薬の説明書（コピー可）  
または、薬の説明書が出されない場合はその医療機関の領収書（コピー可）

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印